

富 障 福 第 831 号
令和 2年 3月 30日

移動支援サービス提供事業所 様

富田林市福祉事務所長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて

日頃は本市における福祉行政の推進に格別の配慮とご協力を賜りありがとうございます。

さて、厚生労働省より示されておりました標記取扱い(別紙参照)中、「実施主体である市町村等が必要と判断した場合」につきまして、下記のとおり本市の判断基準をお示しさせていただきますので宜しくお願い致します。

記

基本的には同通知に示されている通り、居宅等における移動支援の利用に優先して以下の検討を行っていただく必要があります。

- ①家族による見守り等の支援が受けられないか
- ②他の障害福祉サービスが利用できないか(例: 重度訪問介護、生活介護等)

以上の支援等が得られず、利用者及びそのご家族に提供形態(居宅等での移動支援)につき了承を得た上で当該サービスを提供された場合には、本市として必要性を認めたものとみなします。尚、この取り扱いの有効期間は、当面の間とさせていただきます、期間の終了につきましては、別途お知らせさせていただきます(市ウェブサイトへの掲載)。

【参考】<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/23/36906.html>

*ご注意

この対応に伴う実績記録票への記載につきましては、サービス内容に「居宅等支援(コロナ対応)」とご記載ください。

以上

問い合わせ先
富田林市役所 子育て福祉部
障がい福祉課 給付係
TEL0721-25-1000 内線(195)